

環境委員会資料

1 陳情の審査

- (3) 陳情第136号 川崎港防波堤に「釣り場」の設置に関する陳情

資	料
---	---

 川崎港内の防波堤と東扇島で釣りができる場所について

港 湾 局

(令和4年8月18日)

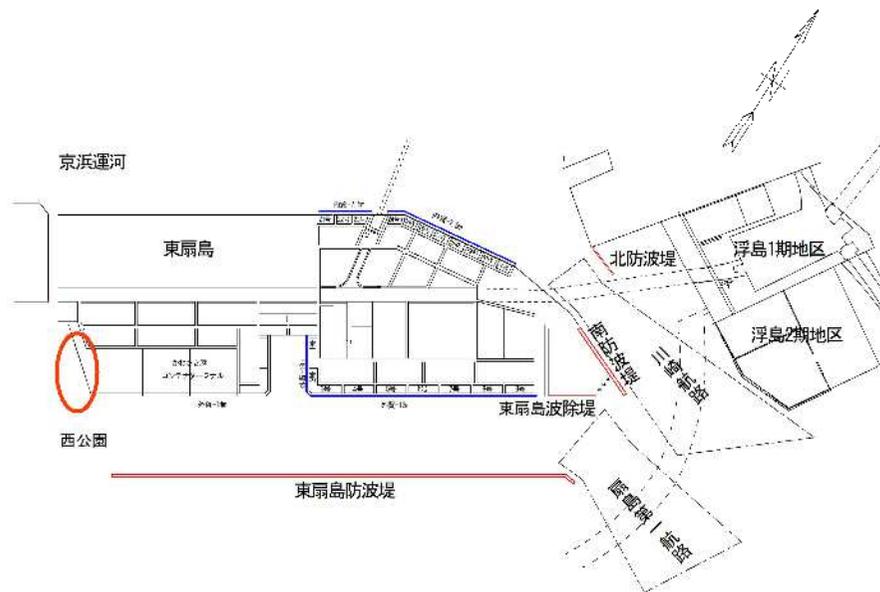
川崎港内の防波堤と東扇島で釣りができる場所について

1 防波堤の設置目的

防波堤は、港内の静穏を維持し、荷役の円滑化、船舶航行・停泊の安全及び港内施設の保全を図る目的で設置した港湾施設である。

2 防波堤位置図

川崎港では「東扇島防波堤」「東扇島波除堤」「南防波堤」「北防波堤」を設置している。



3 防波堤への立入制限について

川崎市では、防波堤の設置目的から条例により、人の立ち入りを制限している。

川崎市港湾施設条例
(利用制限等)

第7条 市長は、港湾施設の管理上必要な場合において、港湾施設の利用を制限し、若しくは禁止し、又は港湾施設の利用者に対し一定の行為を命ずることができる。

4 防波堤への立入制限の周知

- 看板やペイントによる立入禁止の表記
(東扇島防波堤については川崎臨港警察署との連名)
- 防波堤への上り階段をワイヤー等により封鎖
- 港湾局のホームページでの周知



〔東扇島防波堤〕



〔東扇島波除堤〕

5 東扇島における釣りができる場所について

東扇島西公園は、柵、浮輪、はしごなど転落防止対策を施しており、安心して釣りも楽しめる場所となっている。



6 本市の考え方

防波堤は、港内の静穏を維持し、荷役の円滑化、船舶の航行・停泊の安全及び港内施設の保全を図るために設置されたものであり、人が立ち入ることを想定していません。そのため、防波堤への立ち入りを制限していることから、釣りができる場所としての開放は考えていない。